

南知多町税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町規則第 8 号

### 南知多町税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

南知多町税に関する文書の様式を定める規則（平成15年南知多町規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「附則第10条の3第7項」を「附則第10条の3第8項」に、「附則第10条の3第8項」を「附則第10条の3第9項」に、「附則第10条の3第9項」を「附則第10条の3第10項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。